

令和元年度（2019年度） 第1次定期監査に係る注意事項の公表

平成31年（2019年）4月23日から令和元年（2019年）5月10日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、令和元年（2019年）9月26日付け熊本県監査委員公告第7号で公表しています。

令和元年（2019年）9月26日

熊本県監査委員事務局

○件数 7件

○注意事項

1 収入

事項	内容	所属数
使用料の算定	施設の使用料について、不適切な端数処理による算定誤りがある。	1

2 支出

事項	内容	所属数
旅費	外部講師へ正式な旅行依頼を行っていない。	1
経理事務の事後処理	事前に費用を把握することが困難な検体の輸送について、経理事務が事後処理になっている。	1

3 物品

事項	内容	所属数
公用車の毀損	公用車による自損事故が2件発生している。	1
備品の保守点検について	県の要領に基づき、2年に1度定期点検を行うべき備品について、定期点検を行っていない。	2

4 財産

事 項	内 容	所属数
敷地の管理について	使用許可を受けて県が使用している土地について、県が行うべき樹木等の日常管理の範囲に関する明確な取決めがなされていない。	1